

会報

Monthly Association Construction Industry NEWS



魅力発信事業

[平成 28 年 11 月 2 日(水)]
延岡市立延岡小学校 6 年 65 名



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成29年7月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（6月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第3回常務理事会を開催	3
2. 第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	6
4. 平成29年度テレビCM放送のご案内	7
●雇用改善コーナー	
1. 平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	8
2. 各種助成金のご案内	10
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	13
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	14
2. 平成29年度 土木施工管理技術検定試験1級実地試験受験準備講習会の開催ご案内	14
3. 「JCM特別セミナー」のお知らせ	15
●建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(現場シール)について	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	16
●建災防	
1. 職長等能力向上教育講習会の開催について	17
2. 平成30・31年度入札参加資格審査における会員（加入）証明書の交付について	17
3. 第54回 全国建設業労働災害防止大会について	18
●火薬協会	
1. 平成28年度産業火薬類の消費中事故原因について	19
2. 火薬類消費中死亡事故速報	20
3. 受験対策講習会受付中（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）	20
4. 講習会の日程について	20
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
.....	23

平成 29 年 7 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日	技士会 一級土木試験		
3	月	平成 29 年度上期 2 級建設業経理士に係る 受験準備講座（5 日まで）	宮崎労働局長安全衛生表彰式（宮崎）	
4	火	県協会 九州地方整備局との意見交換会 技士会 宮崎・東諸セミナー	熱中症予防指導員・管理者研修（清武）	
5	水	技士会 都城・日南・串間セミナー	自由研削砥石（グラインダ）の取替え等の業務に係る特別教育（延岡）	
6	木			
7	金	第 2 回技術委員会及び県との意見交換会	ローラーの運転の業務に係る特別教育（延岡 8 日まで）	
8	土			
9	日			
10	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会 技士会 生コン技術研修会 九地整 土木広報 WC（福岡）		
11	火	第 22 回東九州自動車道建設促進地方大会 県業者研修会（日南・串間）	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（延岡 13 日まで）	
12	水	技士会 二級土木施工管理試験講習会（14 日まで） 県業者研修会（都城） 九州技士会連合会総会（福岡）		
13	木	県協会 事務局長会議		
14	金	武井俊輔国政報告会	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 15 日まで）	
15	土			
16	日			
17	月	海の日	海の日	海の日
18	火			
19	水	県業者研修会（西都・高鍋）	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（清武 20 日まで）	
20	木	技士会 小林セミナー 県業者研修会（小林）		
21	金	技士会 西都・高鍋セミナー 県業者研修会（日向） 全国建産連 第 1 回専門工事委員会（東京）	高所作業車運転技能講習（清武 22 日まで）	
22	土			
23	日			
24	月			火薬関係受験準備講習（25 日まで）
25	火	県業者研修会（日向）	車両系建設機械（解体用）運転技能講習（延岡）	
26	水	技士会 二級土木施工管理試験講習会（28 日まで） 県業者研修会（延岡）		
27	木	第 1 回九州建設業協会建築委員会（福岡） 県業者研修会（西臼杵）	足場の点検実務者研修（清武）	
28	金	第 1 回九州建設業協会土木委員会（福岡）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 29 日まで）	
29	土			
30	日			
31	月			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（6月分）

【ホームページ】

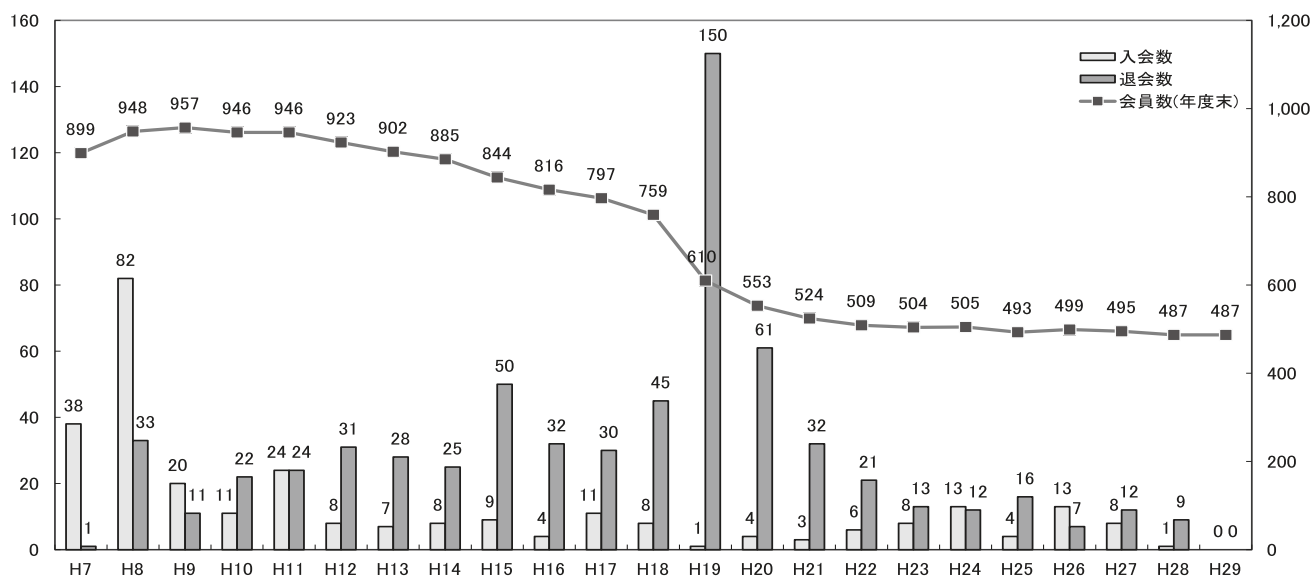
項 目	所 管	形 式
【NEXCO西日本】29入札契約制度・発注見通しについて	NEXCO西 日 本	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) 岩 永 建 設	代 表 者	岩永 司	森山伸次郎
宮 崎	南 州 建 設 (株)	代 表 者	大迫 幸一	村上 孝光
小 林	(株) 横 山 土 建	代 表 者	横山 常一	横山 了子
延 岡	太 陽 技 建 (株)	代 表 者	森 利明	那須 忠幸
延 岡	大 洋 建 設 (株)	代 表 者	甲斐 文男	吉田 昭彦
高千穂	(株) 矢 野 興 業	代 表 者	矢野 文昭	矢野 智久

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	16	13	8	1	0
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	4	7	12	9	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	487

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H29はH29.6.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成29年度第3回常務理事会を開催

平成29年6月2日(金)午後1時、ホテルメリージュ2階「翡翠」において、樫村事務局長が定足数(12/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「5月25日に開催した通常総会、表彰式、基調講演及び懇親会の参加についてお礼申し上げる。昨年の補正予算は1.4兆円であったが、今年度はこの額にいくらか上乗せできるかが問題となる。都議選が終了した8月上旬に要望活動を実施したい。課題が色々あるが、意見をまとめながら、県との意見交換会に臨みたい。本日はよろしく願い申し上げます。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第3回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、出席者、情報提供の概要及び意見交換について説明した。常務理事より、「解体工事業に係る講習会の開催について、地域総合メンテナンス事業について、市町村における最低制限価格に対する県の指導状況について、ドローン利用金額に係る基準額の設定について、県の工事担当者と内部職員における意思疎通状況について、県との意見交換会で提案した議題の回答状況について」に係る質疑があった。本議題については、承認された。

議題2 第22回東九州自動車道建設促進地方大会の開催について

樫村事務局長が資料に基づき、平成29年7月11日(火)に開催される東九州自動車道建設促進地方大会について説明し、承認された。

議題3 公明党宮崎県本部「政策要望懇談会」開催のご案内について

樫村事務局長が資料に基づき、平成29年8月10日(木)に開催される懇談会について説明し、承認された。

議題4 その他

(1)「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

樫村事務局長が資料に基づき、宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業に係る応募申請事業所(14事業所)について報告し、承認された。

(2)『希望ある未来を拓く』政経セミナーの開催案内について

樫村事務局長が資料に基づき、平成29年6月27日(火)に開催される政経セミナーについて説明し、承認された。

(3) 足立敏之政経セミナー開催について

樫村事務局長が、平成29年7月10日(月)に開催される政経セミナーについて説明し、承認された。

(4) 宮崎県建設業協会青年部連合会事業について

大谷総務課長が資料に基づき、建設産業の魅力発信・担い手確保に係るポスターの作成・設置及び青年部員増員促進イベントについて説明し、承認された。

(5) 九州地方整備局との意見交換会について

樫村事務局長が、平成29年7月4日(火)に開催される九州地方整備局との意見交換会について説明し、承認された。

(6) 鎌原副知事と各地区建設業協会との意見交換会について

樫村事務局長が、意見交換会について説明し、承認された。

(7) その他

議題5 8月常務理事会開催日について

山崎会長が、常務理事会の開催日について提案し、開催日は後日連絡することで承認された。

宮建協

2. 第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成29年6月2日（金）午後3時、ホテルメリージュ2階「琥珀」において、樫村事務局長が開会を宣した。出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：瀬戸長次長、中原部参事兼課長
高村課長補佐、南條・西野主幹、
深谷副主幹、日高・甲斐技師
技術企画課：大坪課長、境課長補佐、
迫・三橋・浜川主幹、榎本主査
河 川 課：高橋課長補佐、宇治橋主幹

◇公共三部共管

工事検査課：巢山課長
岡崎・梅ヶ谷工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長
堀之内・甲斐・河野（宏）副会長
後藤・小野・河野（義）・河野（与）・藤元・
河野（孝）常務理事
事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長

【山崎会長挨拶】

第3回意見交換会の出席についてお礼申し上げます。5月25日に開催した通常総会、表彰式、基調講演及び懇親会の参加についてお礼申し上げます。基調講演では、脇雅史前参議院議員よりご講演をいただいた。講演を聴いて、我々建設業が地域経済の担い手ということを自覚して、前面に出て実行していくことが大事であると再認識した。自信を持って取り組んで参りたい。本日はよろしくお願い申し上げます。

【瀬戸長次長挨拶】

本日はよろしくお願い申し上げます。県協会の皆様方には、災害対応、社会資本整備について厚くお礼申し上げます。5月25日の県協会主催の基調講演、懇親会では、お招きいただきお礼申し上げます。西米良村の国道219号線は、全面通行止めの状態が続いているが、早期復旧に向けて作業を進めていきたい。先月より各地区において防災訓練が実施されているが、皆様のご協力に感謝申し上げます。これから梅雨に入るため、日頃から災害対応に備えておきたい。知事・部長が、来年の予算確保のため要望活動をしていただいた。4月に美しい宮崎づくり推進条例が制定され、現在計画を策定している。毎週水曜日に県土整備部の本庁職員が道路清掃を始めた。各土木事務所に対して、道路清掃に係る取り組みへの指示を行った。県内各地でこの取組

みが広がっていくことを期待している。最後に本日の意見交換会では、建設産業経営力強化支援事業について説明する。お願い申し上げます。

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、各課より説明・報告があった。

《管理課》

建設産業経営力強化支援事業について

県内建設業者の経営力強化を図ることを目的とした事業概要について説明があった。

平成30・31年度の入札参加資格の認定について

入札参加資格の認定に係る変更案について説明があった。変更内容は、認定要件、認定業種の追加、技術等評価数値であった。この内容については、県が7月に開催する建設業者研修会で説明するという報告があった。

《技術企画課》

i-Construction（ICT 土木）の推進に向けて

推進スケジュール及び平成29年度の取組予定について説明があった。

《河川課》

宮崎県企業協働河川アダプト制度について

制度概要及び助成制度について説明があった。

◆意見交換会

（1）平成30・31年度の入札参加資格の認定について

本会→今年度解体工事業の講習会を実施する予定であるが、当該研修を受けられない場合、平成30・31年度入札参加資格の認定への取扱いについてご教授いただきたい。

県→（猶予期間があるため）資格認定日に講習を受けていない場合でも問題ない。

（2）ICT土工について

本会→歩掛等の基準については、国交省歩掛等を参考に検討中とのことであるが、国交省では、設計変更を見てももらえない。県では設計変更を見てももらえるのか。

県→現在のところ、設計変更は予定していない。今後意見交換をしながら、進めていきたい。今回の取組みは、発注者指定方式での積算を予定している。初期の準備等の費用については、国を参考にしている。色々と検証していきたい。

（3）宮崎県企業協働河川アダプト制度について

本会→実地箇所調書に記載されている場所以外での対

宮建協



第3回県との意見交換会

応は可能か。

県→各土木事務所と相談していただき、条件に合致する場合に対応いただくことになる。

本会→この場合は、労災の適用はどうなるのか。

県→難しいと考える。

本会→私的保険に入ることになるのか。

県→県が保険に入る。その保険の適用は、記名式となるので、構成員名簿に記載していただく必要がある。

本会→業者が制度の認定を受けていないと適用されないという認識でよろしいか。

県→その通りである。

本会→団体（県協会や商工会等）として受けることはできるのか。

県→条件を満たした上で、団体から活動証明書を提出いただければ可能である。

本会→地域貢献点等を申し込んでくる業者が出てくる可能性がある。どのように考えているのか。

県→ボランティアとして、宮崎県内の河川をきれいするための宮崎県づくりの一環として考えているため、現時点では、対象除外である。

本会→申込期限はいつか。

県→期限は設定していない。照会については、各土木事務所をお願いしたい。今年は試行ということで、問題点を洗い出して継続できればと考えている。

本会→産廃処分について、お考えをお聞かせ願いたい。

県→産廃処分については、各自でお願いしたい。ただし、詳細については、各土木事務所と相談してご対応いただきたい。

県→この制度は、河川の堤防管理の一部を担っている。皆様のお力をお借りして、より安全な河川行政を実施していきたい。わずかでも結構なので、ご協力をお願いしたい。

（４）改正品確法に関する質疑について

本会→市町村別入札制度運用状況表によると、県の最低制限価格と比較して、特に町村の価格に開きがある。県の市町村への指導状況について教えていただきたい。

県→改正品確法の運用指針については、発注者は早急に対応しなければならないとされている。今年度、協議会等で重要性を訴えつつ、市町村へ指導していきたい。

本会→今年度、適正な設計変更を打ち出していることに関して、適正な設計変更を現場の担当者まで徹底していただきたい。協会で設計変更できなかった事例を調査する予定にしているが、県でも、担当者が作成した協議書等で調査をお願いしたい。

県→ガイドラインを徹底していきたい。情報交換をしていきたい。

（５）情報共有化について

本会→情報共有化の現状について教えていただきたい。

県→４月に各出先機関の職員へ運用の通知をした。デモのソフトを各出先機関に配信し、デモの運用試行を開始した。本格運用については、昨年度末に６月目処として案内したが、現在、県のメールのセキュリティ関係に問題があり、まだ完備されていない。このため、当初の予定より遅れる見込みである。新しい情報については、今後提供させていただきたい。

（６）電子納品について

本会→電子納品の対象拡大についてお願いしたい。

（７）VE提案工事について

本会→昨年度のVE提案工事の発注状況を教えていただきたい。

県→昨年度はない。直近でも１、２件程度である。

本会→VE提案工事はルールが厳しくなっており、受注しにくくなっている。加点対象から外していただきたい。

県→国でも元々の設計の趣旨に戻っている考えもあるため、様々な角度から検討していきたい。

（８）総合評価に係る工事成績について

本会→工事実績がないため、入札参加できない業者が多い。国のチャレンジ型のような工事で業者が何らかの努力ができるように検討いただきたい。例えば、道路工事を専門に受注している業者については、河川工事を受注することができないので、条件を緩和していただけないか。

県→昨年度の入札方式を調査した結果、土木一式ではＢクラスで条件付一般競争入札が３２％、Ｃクラスが６２％となっている。この状態であれば、受注実績を残すことができると考える。橋梁工事については、発注件数が少なくなっているため、工夫は難しい。国のチャレンジ型のような工事の入札という話があったが、技術を提案いただいて、評価するものである。別の方法で対応するしかない。この件については、ご意見をいただきながら、検討させていただきたい。

3. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県の施設を、平成30年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。応募資格は、県内に事業所などを有する、又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。詳しくは、県ホームページを御覧ください。

指定管理者を募集する施設

施設名	問合せ先	電話番号
宮崎県男女共同参画センター	生活・協働・男女参画課	0985 (26) 7040
宮崎県東京学生寮	総務課	0985 (26) 7290
宮崎県福祉総合センター	福祉保健課	0985 (26) 7075
県立母子・父子福祉センター		
県立視覚障害者センター	障がい福祉課	0985 (32) 4468
県立聴覚障害者センター		
宮崎県林業技術センター (研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	森林経営課	0985 (26) 7154
宮崎県川南遊学の森	環境森林課 みやざきの森林づくり推進室	0985 (26) 7153
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森		
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森		
県立農業大学校（農業総合研修センター）	農業経営支援課	0985 (26) 7131
宮崎県農業科学公園		
県立青島亜熱帯植物園	都市計画課	0985 (26) 7193
宮崎県総合運動公園		
県立平和台公園		
宮崎県総合文化公園		
特別史跡公園西都原古墳群	建築住宅課	0985 (26) 7196
県営住宅 (宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務 所管内 83 団地)		

【県ホームページ】 <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gyoseikeiei/kense/gyose/index.html>

※トップページ ⇒ 県政情報 ⇒ 行政運営 ⇒ 指定管理者制度カテゴリの「宮崎県の公の施設への指定管理者制度の導入について」から、募集情報を御覧ください。

【募集期間】 平成29年7月上旬～平成29年9月上旬

※施設により、募集期間が異なります。詳しくは県ホームページで御確認ください。

【指定管理者制度全般についての問合せ先】

宮崎県 行政経営課 電話 0985-32-4473

4. 平成29年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

また、29年度は新しいCMの製作を30年度放映に向けて計画しており、県内の現場を新しい撮影技法にて製作することとしております。

会員企業様におかれまして、現場が該当された場合は、ご協力等お願いします。

第3弾 平成29年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年4月5日（水）～平成29年6月28日（水）までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもん GT の放送帯（毎週水曜 20:00～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年7月5日（水）～平成29年10月25日（水）までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯（毎週水曜 20:54～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成29年12月27日（水）～平成29年1月10日（水）
2. 放送形態 30秒 UMK と MRT のスポットCM 合計75本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

厚生労働省職業安定局長

生 田 正

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところでもあります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
休業・教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／早期雇入れ支援)	
離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／人材育成支援)	
生涯現役企業として移籍等で中高年齢者を受け入れる	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援／生涯現役移籍受入支援)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援助成金／移籍人材育成支援)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
65 歳以上の高年齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	障害者トライアル雇用奨励金 ・障害者短時間トライアル雇用奨励金	
障害者を初めて雇い入れる	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	
施設整備をして 10 人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
職場支援員を配置して精神障害者等を雇い入れる	障害者職場定着支援奨励金	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発奨励金)	
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用奨励金	
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を新たに行い、雇い入れる	三年以内既卒者等採用定着奨励金	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	生涯現役起業支援助成金	

4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度を整備する	職場定着支援助成金（個別企業助成コース）	
介護労働者のために介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う 介護労働者のための賃金制度の整備を行う		
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の正規雇用・多様な正社員等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または短時間労働者の所定労働時間延長を行う		
建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場作りをする	建設労働者確保育成助成金	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備を図る	高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
高齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する	高齢者雇用安定助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	
65 歳以上への定年引き上げ等を実施する	65 歳超雇用推進助成金	

5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者のための事業施設の設置する	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
中途障害者等を職場復帰させる	障害者職場復帰支援助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
ジョブコーチに障害者を雇う事業所を訪問させる	障害者雇用安定奨励金 (訪問型職場適応援助促進助成金)	
障害者の援助を行うジョブコーチを職場に配置する	障害者雇用安定奨励金 (企業在籍型職場適応援助促進助成金)	

6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業所内保育施設を設置・増設・運営する	両立支援等助成金 (事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
男性労働者に育児休業を取得させる	出生時両立支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	介護離職防止支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース))	
「育休復帰支援支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、現職等に復帰させる	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (育休復帰支援プランコース))	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	女性活躍加速化助成金	

雇用改善

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
従業員に対して職業訓練等を行う	キャリア形成促進助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度、技能検定合格報奨金制度、セルフキャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入する	キャリア形成促進助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、業界検定・教育訓練プログラムを作成し、構成事業主が導入する	キャリア形成促進助成金	
建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確保育成助成金	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練施設等助成金）	
障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練運営費助成金）	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	職場意識改善助成金（職場環境改善コース）	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
最低賃金の引上げの影響が大きい業種が業界をあげて賃金底上げのための環境整備を図る	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）	
事業所内の最も低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	
すべての有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させる	キャリアアップ助成金	

問合せ先

部 署 名	電話番号	住 所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎 4 F
職業安定部 職業対策課助成金センター	0985-38-8824	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎 5 F
独立行政法人 高齢・障害・求職雇用支援機構 宮崎支部	0985-51-1556	宮崎市大字恒久 4241 番地

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

技士会



1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 29 年度の監理技術者講習は、下記のとおり計画しております。講習の有効期間は講習修了日から 5 年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	場 所
平成 29 年 8 月 18 日 (金)	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 29 年 9 月 21 日 (木)	都城地区建設会館
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	宮 崎 県 建 設 会 館

※受講申込みは、講習実施日にかかわらず、随時受け付けます。

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985 - 31 - 4696)

監理技術者とは、

.....
 ・ 発注者から直接、工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を
 ・ 施工する場合 (土木) は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

2. 平成 29 年度 土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験受験準備講習会の開催ご案内

7 月 2 日に実施された 1 級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果は如何だったでしょうか。実地試験日は、10 月 1 日 (日) となっており、受験準備を急ぎましょう。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験のみに合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習 (4 日間を 2 回に分けて開催)		
日 時	1 回目	平成 29 年 8 月 30 日 (水) ~ 8 月 31 日 (木)
	2 回目	平成 29 年 9 月 6 日 (水) ~ 9 月 7 日 (木)
受講金額	会員 : 25,000 円・非会員 : 29,000 円 (テキスト代は別)	
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985 - 31 - 4696)	

3. 「JCM 特別セミナー」のお知らせ (CPDS 認定講習7ユニット)

今年も「JCM 特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗達生氏で、今回のテーマは「リスクアセスメント、ヒューマンエラー防止」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー(演習タイプの講習会)から行うことができます。

※グループに分かれて行う少人数演習タイプです。

※本講座では、ヒューマンエラー防止撲滅手法を、実習を交えて体得し会社の安全レベル向上を図ります。

※本講習会の受講で7ユニット(学習履歴)を取得できます。



日時・場所	講習名	定員	講師
8月24日(木) 9:30～17:00 宮崎県建設会館	リスクアセスメント、 ヒューマンエラー防止	48名	ハタコンサルタント 講師

受講料 (テキスト代込)	宮崎県土木施工管理技士会 会員及び賛助会員	一般(非会員)
	5,000円	22,000円

お申込み方法：[全国土木施工管理技士会連合会ホームページ](#)からお申し込み下さい。

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 標識（現場シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面はノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いいたします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 標識（シール） 見本

※ サイズがA 3とA 4の2種類あります。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名

事業所名

発注者名

契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,719	32,115	437,419	49,502	30,501,485,687	前 月 分	39,841
加 入	5	108	891	124	101,862,720		
脱 退	2	120	438,310	49,626	30,603,348,407	当 年 度 計	39,841
当月末計	2,722	32,103	(当年度累計) 1,678	227	174,627,855		

建災防



1. 職長等能力向上教育講習会の開催について

厚生労働省は、平成29年2月20日に「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（基発0220第4号）を発出しました。この通達では、「建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、職長等の職務に従事することになった後概ね5年ごとに職長等能力向上教育を受けさせるものとする」とし、併せて、講習時間及び講習内容を示しております。建災防 宮崎県支部では、これを受けて下記により職長等能力向上教育講習会を開催いたします。

（1）開催日及び開催場所

開 催 日	開催場所
平成29年10月19日（木）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町）
平成29年10月31日（火）	延岡建設会館（延岡市愛宕町2-32）

（2）対象者

職長等の職務に従事することになった後概ね5年を経過した方

（3）講習内容（講習時間5時間40分）

- ①職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること（2時間）
- ②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（1時間）
- ③危険性又は有害性等の調査等に関すること（リスクアセスメント）(30分)
- ④グループ演習（2時間10分）

※受講案内・受講申込書は、8月初めに当支部のホームページに掲載する予定です。

2. 平成30・31年度入札参加資格審査における会員（加入） 証明書の交付について

宮崎県の「入札参加資格審査」において、当支部の会員については加点の対象となっているところですが、これは会員事業場が日頃より労働災害防止活動に取り組んでいるとともに、社員を講習会等に受講させることによって技能労働者及び有資格者を育成し、また、社員の安全衛生教育を積極的に行っていることを評価されているからであります。

この趣旨を踏まえ、当支部では、会員（加入）証明書の交付については、当支部が実施する講習会等を2回以上受講している実績があることを要件としているところです。

つきましては、平成30・31年度の宮崎県「入札参加資格審査」におきましても、

平成27年10月1日～平成29年9月30日の間に

当支部が実施する講習会等に

2名又は同一人に2回以上

受講させている実績がある場合に、「会員（加入）証明書」を交付することとしておりますので、趣旨をご理解いただき計画的な受講をお願い致します。

3. 第54回 全国建設業労働災害防止大会について

第54回全国建設業労働災害防止大会が、10月5日（木）、6日（金）に札幌市で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にしていたくようご案内いたします。

なお、大会参加券（8,000円）の購入につきましては、8月31日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



第54回 建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間

全国建設業労働災害防止大会

in 札幌

総合集会（初日）
13時15分～16時30分（開場10時30分）
北海道立総合体育センター（北海きたえーる）

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- アトラクション



講演

日本人の品格
～自分を磨く～

昭和女子大学理事長・総長
坂東 真理子

専門部会（2日目）
8時50分～16時00分（開場8時30分）
札幌コンベンションセンター

- 建築部会
- 土木部会
- 安全衛生教育部会
- 低層住宅部会
- コスモス部会
- メンタルヘルス部会



講演

「旭山動物園」再生
～組織の変革とリーダーシップ～

札幌市環境局参与・旭山動物園担当
旭山動物園 新園長
小菅 正夫



開催日
平成29年 **10月5日（木）・6日（金）**

会場

初日 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）
[地下鉄東豊線豊平公園駅 地下連絡通路 徒歩約5分]

2日目 札幌コンベンションセンター
[地下鉄東西線札幌駅 徒歩約10分]

申込先 最寄りの建設業労働災害防止協会 都道府県支部・本部業務部

参加券 8,000円（税込）

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

初日 同時開催 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）
10時30分～17時00分（開場10時30分）



主 催……建設業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会北海道支部
 開催主協力支部……建設業労働災害防止協会青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、山形県支部、福島県支部
 お問い合わせ▶建設業労働災害防止協会 本部業務部 TEL：03-3453-8201 URL：http://www.kensaibou.or.jp/

火薬協会



1. 平成28年度産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会平成28年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

No.	事故の概要	推 定 原 因
1	採石場において、硬岩掘削の発破作業の振動により、県道上に長さ10 mにわたり岩石が落下した。またそれに伴い NTT 及び KDDI の光ケーブルが断線した。発破作業1分前から上下線とも通行止めにしていたため通行車両等に被害はなかった。	規模の大きな発破で振動制御を目的として、多段発破としているが、D S 段発電気雷管を使用しており、起爆秒時差が大きいため、段ごとの振動波を確実に分離できるが、起砕効果については、各段の間の相乗効果が期待できないため、かなり「荷が重い」発破となっていたことが推察できる。その際には、振動値は大きくなる傾向があるので、崩落箇所にはかなり大きな振動が伝わっていたと考えられる。
2	高台移転造成工事中にせん孔長3.7 m × 75 孔、せん孔長3 m 5 孔の合計80 孔を、冠水箇所を挟んで2 箇所の発破を行った。80 孔の内の1 孔が弱装薬による鉄砲現象を発生させゴムマットを破損（2 分割）し、大きく吹き上げられ、強風に乗り約52 m 離れた民家の屋根に当り、瓦9 枚雨樋約1 m を破損した。 発破防護はゴムマット（1.5 m × 1.8 m 50kg / 枚）80 枚、防護シート4 m × 6 m 7 kg / 枚）25 枚4 敷設した。	① 掘削レベルが下がり、岩質が硬く部分的に弱装薬になった。 ② 通常作業と違う施工状況にあった。 ③ 込め物がしっかり詰まっていなかった。 ④ 保安物件が近いにも関わらず、ピット径（89 m）が大きすぎた。 ⑤ 悪天候（強風）での作業。
3	道路改良工事において、法面岩盤掘削のため発破を行ったところ、破碎した岩石及び土砂が落石防止用に設置してあった工事用矢板及びH 鋼を破壊して一部県道へ流出し、通行止めになったもの。	① 崩壊部分の岩盤の目、節理の状態は岩盤が滑りやすい方向に入っていたと考えられる。よって、今回の事故については発破現場の節理の状況を完全に把握できていなかった。 ② 発破位置から県道までの距離が非常に近いにもかかわらず、発破の起砕方向が県道側に向けた状態で実施した。
4	岩石採取のため、1 孔当たり16.55Kg の発破孔を2.5m 間隔で10 孔使用し、発破を行ったところ東側約500 m にある民家に飛石が飛散し、トタン屋根20 c m × 15 c m が破損したものの。	① 硬質砂岩となっているが、軟弱層が介在し、且つ節理が多い。 ② 切羽が被り状態であったため、最小抵抗線を見誤ったと思われる。 ③ せん孔長が10.3 m と長孔のため、孔曲りが生じて最小抵抗線が小さくなったと思われる。 上記の推定原因により、飛石を発生した箇所が局部的に過装薬となり、そこからガスが噴出して岩石を500m も飛ばしたと思われる。



2. 火薬類消費中死亡事故速報

九州産業保安監督部から火薬類による死亡事故発生の情報提供がありました。事故の状況は、下記のとおりです。各事業所にあつては、飛石防止措置の徹底方をお願いします。

記

平成29年5月29日にF県内の採石場にて発破作業をしていたところ、発破で飛散した岩石が、碎石作業用のショベルカーの窓を破り、乗車していた男性作業員の胴部に衝突したものの。事故発生時、当該ショベルカーは発破場所から50m離れて待機していたものの、岩石が想定を越えて飛散したものの。負傷者はドクターヘリにより病院に搬送され、同日20時ころに死亡したものの。

3. 受験対策講習会受付中（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

（1）開催場所

宮崎県建設会館 5 階会議室

（2）開催月日

平成29年 7 月24日（月曜日～一般火薬学）、25日（火曜日～法令）
両日とも午前9時から午後4時30分まで

- ※ 養成講習は、事前申込みが必要です。
会員は、14,200円、非会員は、17,200円（テキスト代を含む）
- ※ 養成講習は、全国火薬類保安協会登録講師等が担当します。

4. 講習会の日程について

保安手帳・従事者手帳の受講期限日を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

（1）責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
8 月 3 日	木	高 千 穂 町	高千穂建設会館	13:00～17:00
8 月 2 4 日	木	日 南 市	日南建設会館	
9 月 1 4 日	木	延 岡 市	延岡建設会館	
10 月 2 6 日	木	日 向 市	日向建設会館	
11 月 1 6 日	木	西 都 市	西都建設会館	
12 月 1 4 日	木	宮 崎 市	宮崎県建設会館	

（2）再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12 月 14 日	木	宮 崎 市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
平成29年度	205	▲ 11.3	9,601	▲ 15.1
平成28年度	231	44.4	11,311	81.7
平成27年度	160	▲ 38.0	6,223	▲ 34.6

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

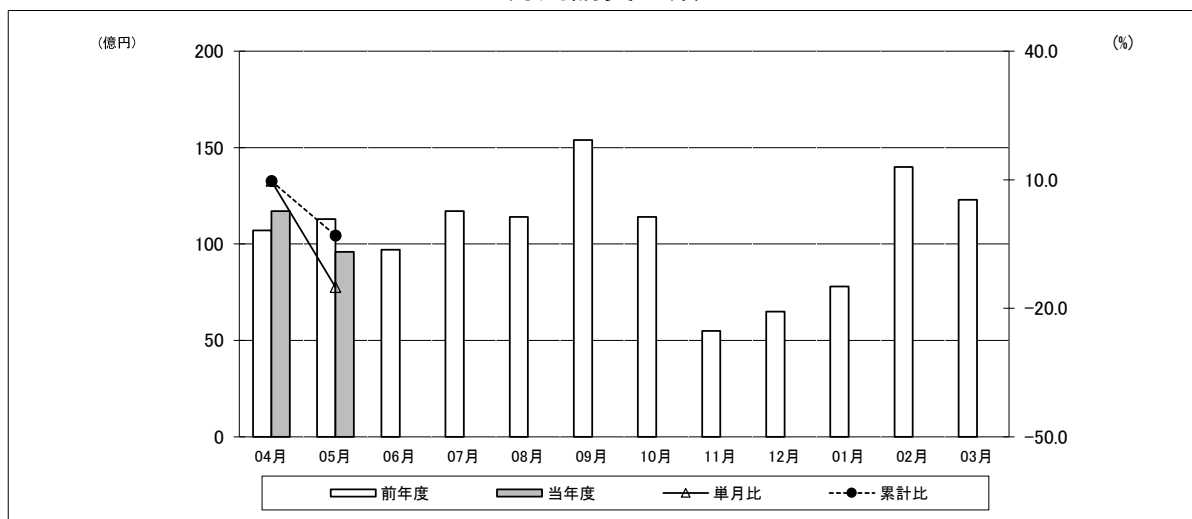
発注者区分	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
国	35	▲ 12.5	4,907	▲ 11.9
独立行政法人等	4	100.0	979	▲ 8.4
県	47	▲ 6.0	1,367	15.2
市町村	117	▲ 14.6	2,086	▲ 37.3
その他	2	0.0	260	▲ 64.0
計	205	▲ 11.3	9,601	▲ 15.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
宮 崎	32	▲ 31.9	2,076	▲ 55.4
日 南	18	28.6	315	▲ 77.7
串 間	9	▲ 47.1	194	45.3
都 城	36	2.9	3,611	110.4
小 林	30	15.4	758	▲ 33.2
高 岡	12	33.3	203	▲ 61.5
西 都	10	▲ 9.1	64	▲ 59.4
高 鍋	14	▲ 6.7	897	137.5
日 向	27	12.5	804	14.7
延 岡	12	50.0	532	154.0
西臼杵	5	▲ 80.0	143	▲ 48.8
計	205	▲ 11.3	9,601	▲ 15.1

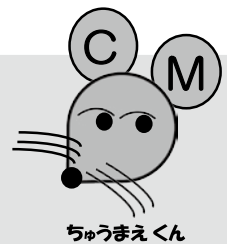
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！

中間前払金制度のご案内



西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

平成29年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年5月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	30	66.7	1,169	9.8
宮崎市	4	0.0	175	39.3
延岡市	2	0.0	419	209.6
小林市	3	<	1,809	<
日向市	0	—	10	<
木城町	1	<	30	<
計	40	53.8	3,614	163.3

建設業福祉共済団からのお知らせ

保険料が更にお安くなりました！

**年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。**

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート!

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索